

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第186号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第237号）

平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験）の

- ① 第1次試験受験者の得点一覧表
- ② 論文試験の採点基準
- ③ 第2次試験受験者の得点一覧表
- ④ 口述試験の採点基準

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 特定公文書

- ① 高点順一覧表及び平成25年度職員採用候補者試験（職務経験者）高点順一覧表
- ② 職務経験者論文試験評定表
- ③ 最終合格決定資料
- ④ 個別面接評定票

(2) 公開決定等

- ① 第1次試験受験者の得点一覧表  
一部公開決定  
公開しない部分  
・様式及び総合順位以外の部分  
公開しない理由  
・石川県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当 個人の権利利益を侵害するおそれがある。  
・条例第7条第6号に該当 試験に関する事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- ② 論文試験の採点基準  
一部公開決定  
公開しない部分  
・評点項目別の配点及びその合計点  
公開しない理由  
・条例第7条第6号に該当 試験に関する事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- ③ 第2次試験受験者の得点一覧表  
一部公開決定  
公開しない部分  
・様式及び総合順位以外の部分  
公開しない理由  
・石川県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当 個人の権利利益を侵害するおそれがある。  
・条例第7条第6号に該当 試験に関する事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- ④ 口述試験の採点基準  
一部公開決定



受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

(イ) 高点順一覧表

この公文書は、第1次試験受験者全員について、教養試験の得点順に並べたもので、合計点の欄は、論文試験の得点は加えられておらず、教養試験の得点と同一である。

これは、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。

② 論文試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の論文試験の採点基準及び口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申3」という。）において、論文試験に係る公文書の非公開部分のうち、表題、評定結果を記載する評定欄の表頭に係る部分（ただし、配点及び合計点に係る部分を除く。）及び評定結果を記載する評定欄以外の部分について、非公開情報に該当せず、非公開とする理由を認めることはできないが、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開は妥当であると判断した。

③ 第2次試験受験者の得点一覧表について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第149号（以下「先例答申2」という。）において、条例第7条第6号該当性について、次のとおり判断した。

(ア) 第2次試験個別得点

第2次試験個別得点は、口述試験の評価点である。

試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。

そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。

このようなことから、第2次試験個別得点の非公開は妥当である。

(イ) 最終（得点合計）

得点合計において、第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公開すると、比較的容易に第2次試験個別得点が推測される可能性があるため、得点合計は、(ア)と同様に非公開が妥当である。

(ウ) 第1次試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、口述試験と同様に、これを公表すると評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

教養試験の得点欄は、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないので非公開は妥当である。

(エ) 第1次試験（得点）合計

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

④ 口述試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の論文試験の採点基準及び口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、先例答申3において、口述試験に係る公文書の非公開部分のうち、評定欄中の着眼点等の内容、具体的な評定方法及びその結果については、これを公開すると、評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、参考意見等を記入する欄中には、評定に関する事項が表記されているので、この部分については非公開が妥当であるが、表題、評定欄の表頭及び評定欄以外に記載されている表記等（ただし、参考意見等を記入する欄中の評定に関する事項を除く。）については、非公開とする理由を認めることはできないと判断した。

2 一部公開決定の可否について

	<p>① 第1次試験受験者の得点一覧表について 当審査会において、先例答申1の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>ア 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。 イ 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。 ウ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1と同一の判断に至った。</p> <p>② 第2次試験受験者の得点一覧表について 当審査会において、先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>ア 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。 イ 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。 ウ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申2と同一の判断に至った。</p> <p>③ 論文試験の採点基準について 当審査会において、先例答申3の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>ア 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。 イ 公開請求に対する処分のうち、本件不服申立てに係る内容及びその理由は、同一である。 ウ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申3と同一の判断に至った。</p> <p>④ 口述試験の採点基準について 当審査会において、先例答申3の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>ア 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。 イ 公開請求に対する処分のうち、本件不服申立てに係る内容及びその理由は、同一である。 ウ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申3と同一の判断に至った。</p> <p>以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。</p>
--	--

(別 紙)

答申第186号

# 答 申 書

平成28年6月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成26年3月5日に、平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）に関する次の事項を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧表
- (2) 論文試験の採点基準
- (3) 第2次試験受験者の得点一覧表
- (4) 口述試験の採点基準

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、次の公文書を特定し、平成26年3月13日に公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

- (1) 高点順一覧表及び平成25年度職員採用候補者試験（職務経験者）高点順一覧表（以下「第1次合格決定資料」という。）
- (2) 職務経験者論文試験評定表
- (3) 最終合格決定資料
- (4) 個別面接評定票  
（公開しない部分）
  - (1) 様式及び総合順位以外の部分
  - (2) 評点項目別の配点及びその合計点
  - (3) 様式及び総合順位以外の部分
  - (4) 着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果  
（公開しない理由）
- (1) 条例第7条第2号（個人情報）に該当  
個人の権利利益を侵害するおそれがある。  
条例第7条第6号（事務事業情報）に該当  
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- (2) 条例第7条第6号（事務事業情報）に該当  
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- (3) 条例第7条第2号（個人情報）に該当  
個人の権利利益を侵害するおそれがある。  
条例第7条第6号（事務事業情報）に該当  
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- (4) 条例第7条第6号（事務事業情報）に該当  
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼす

おそれがある。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成26年6月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

なお、異議申立人は、異議申立書において、処分があったことを知った年月日について、平成26年4月17日としている。

### 4 諮問

実施機関は、平成26年6月5日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 第1次試験受験者及び第2次試験受験者の得点一覧表について

##### ア 異議申立書

異議申立人は、合格最高点及び合格最低点を公開請求したところ、いずれも公開された。これらの情報が個人情報でないのであれば、それ以外の得点も個人情報ではない。

公文書の記載事項のうち、氏名は個人情報に該当するとしても、それ以外の学歴や職歴等を知ったとしても個人を特定することはできないので、個人情報に該当しない。

##### イ 意見書

(ア) 実施機関は、これを公にすると、受験予備校等が独自に合否判定を分析し、受験者に個別指導を行うので、合否決定に係る先入観を与え、試験の適正な実施が困難になるとしているが、そのようなことはなく、この主張は失当である。

また、情報を得た者が、インターネット上に掲載するなど、得点一覧表を誰でも閲覧できるようにすると、受験者が不信感を抱き、採用試験制度の信頼を失墜させるとしているが、むしろ公表した方が、採用試験制度への信頼が向上し、非公表であれば、不信感が募ることになる。

さらに、実施機関は、採点者の心理的負担が増加し、適切な採点を行うことが困難 となるとしているが、外部の試験委員を任命すればよいことで、心理的負担が増大するような者は採点者になるべきではない。

よって、非公開とされた情報は、条例第7条第6項に該当しない。

(イ) 実施機関は、合格者が3名以上の場合であっても、受験者が得点を持ち寄ることによって、特定個人の得点が特定される可能性があるので、条例第7条第2号に該当するとしているが、受験者はお互いのことを知ることができないので、自己の得点を持ち寄ることは不可能である。

#### (2) 論文試験の採点基準について

##### ア 異議申立書

受験者全員が同じ基準で採点されるため、評定項目別の配点及びその合計点が公開されても、「試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは言えない。よって、条例の適用に誤りがあり、本件処分は違法不当である。

##### イ 意見書

実施機関は、非公開理由として、受験対策に特化した訓練を経た者が試験において高い成績を得



るとしているが、受験対策をしない受験者は存在しないし、受験者の努力を「受験対策に特化した訓練」と表現することは不適當である。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長し、正確な能力実証が困難となるとしているが、受験者はそれぞれ違った職務経験を経てきたことから、画一的とはなり得ない。評定票に基づいて能力等が判断される以上、合格者はある程度画一的になる。さらに、能力の実証が困難となるかどうかは、試験官の能力等による。

### (3) 口述試験の採点基準について

#### ア 異議申立書

受験者全員が同じ基準で採点されるため、評定項目別の配点及びその合計点が公開されても、「試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは言えない。よって、条例の適用に誤りがあり、本件処分は違法不当である。

#### イ 意見書

着眼点等が明らかになると、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ると述べているが、受験対策をしない受験者は存在しない。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長し、正確な能力実証が困難となるとしているが、受験者はそれぞれ違った職務経験を経てきたことから、画一的とはなり得ない。評定票に基づいて能力等が判断される以上、合格者はある程度画一的になる。さらに、能力の実証が困難となるかどうかは、試験官の能力等による。

## 第4 実施機関の主張要旨

### 1 公文書の特定について

当審査会において、本件公開請求に対して公開された公文書を見分したところ、当該公文書の内容は次のとおりであった。

#### (1) 第1次試験受験者の得点一覧表について

請求に対応する文書は、第1次試験における論文試験採点対象者を決定する目的で作成した高点順一覧表及び第1次試験の合格者を決定する目的で作成した第1次合格決定資料である。

高点順一覧表は、論文試験採点対象者を決定するために、第1次試験受験者全員を教養試験の得点に基づき得点順に並べた資料で、第1次合格決定資料は、論文試験の採点対象となった受験者を、教養試験及び論文試験の合計点に基づき、得点順に並べた資料であり、これらの公文書には、受験者ごとの順位、受験番号、氏名、年齢、学歴及び職歴並びに教養試験・論文試験の得点（以下「1次試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

#### (2) 論文試験の採点基準について

請求に対応する公文書は、平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における論文試験の評定表である。

この評定表には評定項目の内容やその配点等が記載されており、さらに評定結果を記載する様式となっているため、この評定表自体が採点基準である。

#### (3) 第2次試験受験者の得点一覧表について

本件公開請求に対応する公文書は、第2次試験の合格者を決定する目的で作成した公文書で、口述試験の得点に基づき、得点順に並べた最終合格決定資料であり、これらの公文書には、受験者ごとの順位、受験番号、氏名、年齢、学歴、職歴並びに教養試験・論文試験・口述試験の得点（以下「2次試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

#### (4) 口述試験の採点基準について

本件公開請求に対応する公文書は、平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における口述試験の個別面接評定票である。

この評定票には評定項目の内容等が記載されており、さらに評定結果を記載する様式となってい

るため、この評定票自体が採点基準である。

## 2 非公開情報の該当性に関する実施機関の主張について

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

### (1) 第1次試験受験者の得点一覧表について

ア 試験種目別得点及びその合計点は、次の理由により、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

(ア) 受験業者が、これら情報から、それぞれ独自に合否決定を分析し、受験者に指導を行うことによって、合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

(イ) 得点一覧がそのままインターネット上に掲載されるなど、誰でも閲覧できるようになることが考えられ、受験者は本人の意思に反して公になることはないとは通常認識していることから、たとえ氏名が公開されなくても、このことに不信感を抱き、採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

(ウ) 論文試験の採点は、県職員複数が統一の採点基準に従って採点しているが、論文試験の点数を含む得点一覧表が公開されれば、受験者が採点者の専門的見識自体を問題視するおそれがあり、これによって、採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

イ 試験種目別得点及びその合計点は、次の理由により、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当する。

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の公開請求について、特定個人の得点が識別され得るため非公開とした決定に対する異議申立てに関して、情報公開審査会は決定が妥当であると答申した。

合格者が3名以上の場合であっても、例えば、合格者が3名の場合、うち2名が個人情報開示請求を行い、お互いに持ち寄れば、残りの1名の得点が特定されてしまうことになる。このような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

### (2) 第2次試験受験者の得点一覧表について

ア 試験種目別得点及びその合計点は、次の理由により、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

(ア) 受験業者が、これら情報から、それぞれ独自に合否決定を分析し、受験者指導を行うことによって、合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

(イ) 得点一覧がそのままインターネット上に掲載されるなど、誰でも閲覧できるようになることが考えられ、受験者は本人の意思に反して公になることはないとは通常認識していることから、たとえ氏名が公開されなくても、このことに不信感を抱き、採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

(ウ) 論文試験の採点は、県職員複数が統一の採点基準に従って採点しているが、論文試験の点数を含む得点一覧表が公開されれば、受験者が採点者の専門的見識自体を問題視するおそれがあり、これによって、採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

イ 試験種目別得点及びその合計点は、次の理由により、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当する。

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の公開請求について、特定個人の得点が識別され得るため非公開とした決定に対する異議申立てに関して、情報公開審査会は決定が妥当であると答申した。

合格者が3名以上の場合であっても、例えば、合格者が3名の場合、うち2名が個人情報開示

請求を行い、お互いに持ち寄れば、残りの1名の得点が特定されてしまうことになる。このような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

(3) 論文試験の採点基準について

評点項目別の配点及びその合計点は、配点換算に係る情報であり、当該部分が明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させ、結果として受験者の能力等の正確な実証が困難となり、さらには、試験を実施する意義が失われるおそれがある。

したがって、本件処分で非公開とした部分は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 口述試験の採点基準について

本件公文書に記載されている着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果は、評価の観点及び視点並びに評定方法等に係る情報であり、当該部分が明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させ、結果として受験者の能力等の正確な実証が困難となり、さらには、試験を実施する意義が失われるおそれがある。

したがって、本件処分で非公開とした部分は、条例第7条第6号に該当する。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公文書の性格等について

平成25年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における第1次試験受験者及び第2次試験受験者の得点一覧表並びに論文試験及び口述試験において使用された評定表（票）である。

### 3 非公開情報の該当性について

(1) 先例の答申について

ア 第1次試験受験者の得点一覧表について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第148号（以下「先例答申1」という。）において、条例第7条第6号該当性について、次のとおり判断した。

(イ) 第1次合格決定資料

a 試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能である。

そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭する

ことは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。

また、教養試験の得点については、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、教養試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、教養試験の得点についても、非公開が妥当である。

b 合計点

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

(i) 高点順一覧表

この公文書は、第1次試験受験者全員について、教養試験の得点順に並べたもので、合計点の欄は、論文試験の得点は加えられておらず、教養試験の得点と同一である。

これは、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。

イ 第2次試験受験者の得点一覧表について

異議申立人は、平成23年1月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第149号（以下「先例答申2」という。）において、条例第7条第6号該当性について、次のとおり判断した。

(ア) 第2次試験個別得点

第2次試験個別得点は、口述試験の評価点である。

試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。

そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。

このようなことから、第2次試験個別得点の非公開は妥当である。

(i) 最終（得点合計）

得点合計において、第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公開すると、比較的容易に第2次試験個別得点が推測される可能性があるため、得点合計は、(ア)と同様に非公開が妥当である。

(ウ) 第1次試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、口述試験と同様に、これを公表すると評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

教養試験の得点欄は、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないので非公開は妥当である。

(エ) 第1次試験（得点）合計

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

ウ 論文試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経歴者試験：行政）の論文試験の採点基準及び口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申3」という。）において、論文試験に係る公文書の非公開部分のうち、表題、評定結果を記載する評定欄の表頭に係る部分（ただし、配点及び合計点に係る部分を除く。）及び評定結果を記載する評定欄以外の部分について、非公開情報に該当せず、非公開とする理由を認めることはできないが、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開は妥当であると判断した。

エ 口述試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経歴者試験：行政）の論文試験の採点基準及び口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、先例答申3において、口述試験に係る公文書の非公開部分のうち、評定欄中の着眼点等の内容、具体的な評定方法及びその結果については、これを公開すると、評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、参考意見等を記入する欄中には、評定に関する事項が表記されているので、この部分については非公開が妥当であるが、表題、評定欄の表頭及び評定欄以外に記載されている表記等（ただし、参考意見等を記入する欄中の評定に関する事項を除く。）については、非公開とする理由を認めることはできないと判断した。

(2) 一部公開決定の当否について

ア 第1次試験受験者の得点一覧表について

当審査会において、先例答申1の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1と同一の判断に至った。

イ 第2次試験受験者の得点一覧表について

当審査会において、先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申2と同一の判断に至った。

ウ 論文試験の採点基準について

当審査会において、先例答申3の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分のうち、本件不服申立てに係る内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申3と同一の判断に至った。

エ 口述試験の採点基準について

当審査会において、先例答申3の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分のうち、本件不服申立てに係る内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申3と同一の判断に至った。

以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 6 月 5 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 3 7 号)
平成 26 年 6 月 30 日	○実施機関 (人事委員会事務局総務課) から理由説明書を受理した。
平成 26 年 8 月 5 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 28 年 1 月 28 日 (第 270 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 2 月 24 日 (第 271 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 3 月 30 日 (第 271 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第187号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第238号）  
平成25年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験）の第1次試験合格者の平均点及び第2次試験合格者の平均点を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容  
不存在決定
- 3 担当課（所）  
人事委員会事務局総務課
- 4 異議申立て等の経緯
 

ア H26. 3. 5 公開請求	エ H26. 6. 5 諮問
イ H26. 3. 13 不存在決定	オ H28. 6. 29 答申
ウ H26. 6. 2 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果  
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>1 先例の答申について</p> <p>異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第1次試験合格者の平均点を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に不存在決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。</p> <p>これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成25年9月25日付け答申第130号（以下「先例答申1」という。）において、次のとおり判断した。</p> <p>実施機関は、第1次試験の合格者の判定について、教養試験と論文試験の得点の合計点の順位及び採用者数を勘案して行っており、特段、平均点を算出する必要がないので行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>また、異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第2次試験合格者の平均点を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に不存在決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。</p> <p>これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成25年9月25日付け答申第132号（以下「先例答申2」という。）において、次のとおり判断した。</p> <p>実施機関は、第2次試験について、口述試験の得点（ただし、平成21年度及び平成22年度については、第1次試験の得点と口述試験の得点の合計点）に基づき、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定しているので、これが分かれば足り、特段、第2次試験合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がないので行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の</p>



	<p>主張は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>2 不存在決定の当否について</p> <p>当審査会において、先例答申1及び先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。</li><li>② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。</li><li>③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</li></ul> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1及び先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1及び先例答申2と同一の判断に至った。</p> <p>以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について不存在決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。</p>
--	--

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第187号

# 答 申 書

平成28年6月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在により非公開とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成26年3月5日に、平成25年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第1次試験合格者及び第2次試験合格者の平均点について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成26年3月13日に、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

請求に係る公文書については、作成していない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成26年6月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

なお、異議申立人は、異議申立書において、処分があったことを知った年月日について、平成26年4月17日としている。

### 4 諮問

実施機関は、平成26年6月5日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 合格平均点について、作成していないとされているが、得点一覧が存在する以上、平均点を算出することは可能であり、これを行わないことは行政の不作为である。
- (2) 実施機関の理由説明における不存在理由が認められるのであれば、たとえデータを持っていたとしても、文書を作成しなければ情報公開しなくてもよいことになり、行政の不作为を助長するおそれがある。

よって、これは、条例第1条に規定された情報公開制度の目的に反するものである。

## 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る職員採用候補者試験については、第1次試験と第2次試験により合否を決定しているが、このうち第1次試験では教養試験及び論文試験を行い、その得点の合計点を基に、その順位及び採用者数を勘案した上で、第1次合格者を判定し、第2次試験においては、第1次試験の得点と第2

次試験の得点（口述試験の得点）の合計点を基に、順位及び採用者数を勘案した上で、第2次合格者を判定している。

このため、第1次合格者を判定するためには、第1次試験の得点及びその順位が分かればよく、また、第2次合格者を判定するためには、第1次試験の得点及び第2次試験の得点（口述試験の得点）の合計点及びその順位が分かればよいので、合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がなく、作成していない。

異議申立人は、「平均点を算出することは可能である」と主張しているが、情報公開条例は実施機関が保有している公文書の公開を求める権利について定めているもので、この主張は理由がない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成25年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第1次試験合格者及び第2次試験合格者の平均点を記載した文書である。

### 3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

#### (1) 先例の答申について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第1次試験合格者の平均点を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に不存在決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成25年9月25日付け答申第130号（以下「先例答申1」という。）において、次のとおり判断した。

実施機関は、第1次試験の合格者の判定について、教養試験と論文試験の得点の合計点の順位及び採用者数を勘案して行っており、特段、平均点を算出する必要がないので行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。

また、異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第2次試験合格者の平均点を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に不存在決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成25年9月25日付け答申第132号（以下「先例答申2」という。）において、次のとおり判断した。

実施機関は、第2次試験について、口述試験の得点（ただし、平成21年度及び平成22年度については、第1次試験の得点と口述試験の得点の合計点）に基づき、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定しているので、これが分かれば足り、特段、第2次試験合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がないので行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。

#### (2) 不存在決定の当否について

当審査会において、先例答申1及び先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次

の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1及び先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1及び先例答申2と同一の判断に至った。

以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について不存在決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

#### 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年6月5日	○諮問を受けた。(諮問案件第238号)
平成26年6月30日	○実施機関(人事委員会事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成26年8月5日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年1月28日 (第270回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年2月24日 (第271回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年3月30日 (第272回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第188号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第239号）  
平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）教養試験の問題及び解答を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容  
非公開決定
- 3 担当課（所）  
人事委員会事務局総務課
- 4 異議申立て等の経緯
 

ア H26. 3. 5 公開請求	エ H26. 6. 5 諮問
イ H26. 3. 13 一部公開決定	オ H28. 6. 29 答申
ウ H26. 6. 2 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果  
非公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	
全部非公開	条例第7条 第6号 第7号	非公開	<p>1 先例の答申について</p> <p>異議申立人は、平成21年12月14日に、平成7年度から平成21年度までの「石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の教養試験の択一問題及び解答」の公開請求を行い、実施機関が、保有していた平成18年度から平成21年度までの分について非公開決定を行ったところ、この処分に対して異議申立てを行っている。</p> <p>これについて、実施機関から諮問を受けた当審査会では、答申第99号（以下「先例答申」という。）において、以下のとおり判断した。</p> <p>（1）条例第7条第7号該当性について</p> <p>実施機関は、非公開決定を行った公文書は、財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から公開しないことを条件に提供を受けたもので、試験実施後においても公表しないものとされていると説明している。</p> <p>当審査会において、このことを確認するため、実施機関に対し、関連する書面等の提示を求めたところ、センターから実施機関に送付された「平成21年度の試験問題の提供について」と題された文書の写しが示された。これを見分したところ、「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする。」と記載されていた。</p>

			<p>このようなことから、当該公文書は、公開しないことを前提に提供を受けた情報と考えられるので、条例第7条第7号本文に該当し、また、ただし書に該当する特段の事情はない。</p> <p>(2) 条例第7条第6号該当性について</p> <p>実施機関は、当該公文書を公にすると、センターとの信頼関係を損ね、試験問題等の提供を受けられなくなることが予測され、独自に作成しなければならなくなり、今後の職員採用候補者試験に関する事務に重大な支障を及ぼすおそれがあると主張している。</p> <p>また、実施機関は、職員採用候補者試験の試験問題等については、全国45道府県においてセンターから試験問題等の提供を受けているが、いずれにおいてもこれを公表しておらず、公表することにより、他の地方公共団体における職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあると述べている。</p> <p>このような職員採用候補者試験問題等の取扱いの現状から考えて、実施機関の主張は、特段不合理ではなく、当該公文書は条例第7条第6号に該当する。</p> <p>2 非公開決定の当否について</p> <p>当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>① 本件公開請求に係る公文書の性質は、年度が異なるだけで事実上同一である。</p> <p>② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。</p> <p>③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。</p>
--	--	--	--

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第188号

# 答 申 書

平成28年6月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会



## 第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、非公開とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成26年3月5日に、平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）教養試験の問題及び解答について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成26年3月13日に公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない理由）

条例第7条第6号に該当

試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

条例第7条第7号に該当

法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報であって、法人における通例として公にしないこととされているもの。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成26年6月2日に本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

なお、異議申立人は、異議申立書において、処分があったことを知った年月日について、平成26年4月17日としている。

### 4 諮問

実施機関は、平成26年6月5日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 国家公務員試験では、試験問題の持ち帰りが認められている。したがって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、実施機関も法人との契約を変更して試験問題の持ち帰りを認めるべきである。
- (2) 国家公務員試験では、持ち帰られた問題に基づいて試験問題が再現され、問題集として市販されている。県の試験問題についても、その一部が再現され問題集が市販されており、事実上公にされている。
- (3) 実施機関は、理由説明書で「公開しないことを条件に提供を受けた」としているが、県のホームペ

ージに例題として公開されており、試験問題及び解答を全部公開することも可能であると考えられる。  
したがって、条例第7条第7号に該当しない。

- (4) また、理由説明書では、これを公にすると、提供を受けた団体の責務に反することになり、提供を受けられなくなるものと考えられ、今後の職員採用候補者試験の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、県独自に問題を工夫して作成すれば、支障を及ぼすことにはならない。  
よって、条例第7条第6号にも該当しない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件異議申立てに係る公文書は、公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から公開しないことを条件に提供を受けた試験問題及び解答（以下「試験問題等」という。）である。

したがって、試験問題等は条例第7条第7号の公にしないとの条件で任意に提供された情報に該当する。

なお、実施機関が石川県のホームページで公開している例題は、センターから公表用例題として提供を受けたものである。

- 2 提供を受けた試験問題等を公開することについては、提供を受けた団体の責務に違反することになることからセンターとの信頼関係を損ね、試験問題等の提供が受けられなくなると考えられ、その際は、石川県においてすべての試験問題等を作成しなければならないこととなり、今後の職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすことになる。

さらに、センターが作成する試験問題等は、本県以外のほかの地方公共団体に多く提供されていることから、公開により当該地方公共団体においても、今後実施される職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある。

したがって、試験問題等は条例第7条第6号の事務事業情報に該当する。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件請求文書の性格等について

平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の教養試験の問題及び解答を記載した文書である。

##### 3 本件処分に係る非公開情報の条例該当性について

###### (1) 先例の答申について

異議申立人は、平成21年12月14日に、平成7年度から平成21年度までの「石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の教養試験の択一問題及び解答」の公開請求を行い、実施機関が当時保有していた平成18年度から平成21年度までの分について、平成21年12月22日に非公開決定を行ったところ、この処分に対して平成22年2月26日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から諮問を受けた当審査会では、平成23年4月8日付け答申第99号（以下「先例答申」という。）において、以下のとおり判断している。

#### ア 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、非公開決定を行った公文書は、センターから公開しないことを条件に提供を受けたもので、試験実施後においても公表しないものとされていると説明している。

当審査会において、このことを確認するため、実施機関に対し、関連する書面等の提示を求めたところ、センターから実施機関に送付された「平成21年度の試験問題の提供について」と題された文書の写しが示され、これを見分したところ、「Ⅱ提供を受けた団体の責務」の「2秘密保持」に、「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする。」と記載されていた。

このようなことから、当該公文書は、公開しないことを前提に提供を受けた情報と考えられるので、条例第7条第7号本文に該当し、また、ただし書に該当する特段の事情はない。

#### イ 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、当該公文書を公にすると、センターとの信頼関係を損ね、試験問題等の提供を受けられなくなることが予測され、独自に作成しなければならなくなり、今後の職員採用候補者試験に関する事務に重大な支障を及ぼすおそれがあると主張している。

また、実施機関は、職員採用候補者試験の試験問題等については、全国45道府県においてセンターから試験問題等の提供を受けているが、いずれにおいてもこれを公表しておらず、公表することにより、他の地方公共団体における職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあると述べている。

このような職員採用候補者試験問題等の取扱いの現状から考えて、実施機関の主張は、特段不合理ではなく、当該公文書は条例第7条第6号に該当する。

#### (2) 非公開決定の当否について

当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求に係る公文書の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

また、当審査会において「平成25年度の試験問題の提供について」の提示を求め見分したところ、「Ⅱ提供を受けた団体の責務」に、先例答申の事例と同様の記載が確認された。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について非公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 3 月 6 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 3 9 号)
平成 26 年 6 月 30 日	○実施機関(人事委員会事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成 26 年 8 月 5 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 28 年 1 月 28 日 (第 270 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 2 月 24 日 (第 271 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 3 月 30 日 (第 272 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第189号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第247号）
  - ① 平成18年7月13日受付、第1126号事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第7の2）
  - ② 平成18年6月30日申請、7月7日認可の特定事業者の登録時に添付された液化石油ガス設備工事届出書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容  
不存在決定
- 3 担当課（所）  
中能登総合事務所
- 4 異議申立て等の経緯
 

ア H26. 9. 22 公開請求	エ H26. 12. 4 諮問
イ H26. 10. 2 一部公開決定	オ H28. 6. 29 答申
ウ H26. 10. 24 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果  
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、本件情報公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「①平成18年7月13日受付、第1126号事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第7の2）、②平成18年6月30日申請、7月7日認可の特定事業者の登録時に添付された液化石油ガス設備工事届書」と記載しており、実施機関の不存在決定に対して不服申立てしているが、異議申立書の異議申立の趣旨において、「①は、存在しているものであるから非公開処分を取り消し、公文書としての存在確認とその公開を求める」と記載しているので、以下、①の公文書の不存在について検討する。</p> <p>実施機関は、液化石油ガス販売事業廃止届書は、液化石油ガスの保安の確保及び適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第23条の規定により届け出なければならないもので、同法施行規則第26条において、様式第11による届書を提出することと規定されているが、様式第11において添付すべき書類等は規定されておらず、本件廃止届書にも添付文書は存在しない、と述べている。</p> <p>液化石油ガス法第23条では、液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない、と規定している。</p> <p>同法施行規則第26条では、法第23条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第11による届書を法第3条第1項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない、とされている。</p> <p>様式第11の届書は、「液化石油ガス販売事業廃止届書」と題され、登録の年月日及び登録番号並びに事業を廃止した年月日が記載事項とされている。</p>

	<p>液化石油ガス法及び同法施行規則では、このほか、液化石油ガス販売事業の事業廃止に関する特別の定めを置いていない。</p> <p>なお、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書は、液化石油ガス法第10条第3項の規定に基づき提出すべきものとされ、同法施行規則第10条において、届書の様式及び添付すべき書面が規定されている。</p> <p>このようなことから、液化石油ガス販売事業廃止届書に添付された書類の公開を求める本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、不自然、不合理ではない。</p>
--	---

6 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)

答申第189号

# 答 申 書

平成28年6月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成26年9月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

- ① 平成18年7月13日受付、第1126号事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第7の2）
- ② 平成18年6月30日申請、7月7日認可の特定事業者の登録時に添付された液化石油ガス設備工事届出書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成26年10月2日に、不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

公開請求のあったものは、存在しない文書であるため。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成26年10月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成26年12月4日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 異議申立書

公開請求した公文書の①は、実施機関に存在しているものであるのに、存在しないとしたものである。これは、単なる勘違いではなく、公開しないことで出先機関にとって何らかの不始末を隠そうとしたものである。

#### (2) 意見書

ア 実施機関の理由説明書の記述内容は、一見、理あるように見えるが、全く、法の規定に基づいていないにも関わらず、知事名と公印を使用して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に違反した手続きを行ったことを隠蔽しようとするために作成したものである。



ここに証拠提出した書類4通は、件の廃止届書の受理の際に添付して実施機関に提出されたものであり、受付印が押されている。

したがって、実施機関は、異議申立人に対して、知事名で虚偽の回答をしているのである。

異議申立人は、存在しないとされた文書が存在しているのを知り、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書の公開を求めたのである。法に則って正しく手続きがされたのであれば、必ず存在する文書である。

存在しているのに、存在しないと返答することは不誠実であり、公務員の職務怠慢というより、不祥事を隠蔽しようというための違法な行為である。実施機関は自分のしたことが、法に違反することも分かっていないのではないのか。法とは、憲法であり、行政手続法であり、公務員法であり、液化石油ガス法のことである。

なお、意見書に添付された実施機関の受付印が押印された書類とは、液化石油ガス販売事業廃止届書、保安業務廃止届書、特定液化石油ガス設備工事業廃止届書及び高圧ガス販売事業廃止届書である。

イ 実施機関の補充理由説明書では、異議申立人が意見書の提出にあたって添付した書類は、「それぞれ法の別の条項に基づいて提出され、実施機関において受付した届書であり、液化石油ガス販売事業廃止届書の添付文書ではない」とのことであるが、これが適正な手続きであるということであるのか。

それぞれ、どの法のどの条項に、誰が何のために作成して届け出ることと定められているのか。液化石油ガス販売事業廃止届書と外の3文書は、同じ日に提出されているが、添付書類ではないのか。

液化石油ガス販売事業廃止届書の作成名義人は、誰であると、どの法のどこに定められているのか。

液化石油ガス販売事業譲渡証明書が存在しないということであるが、事業が廃止されて、ガス使用家庭は誰が面倒を見るのであるのか。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

##### 1 理由説明書

液化石油ガス販売事業廃止届書は、液化石油ガス法第23条に基づき、また、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書は同法第10条に基づき提出されるもので、平成18年7月13日受付の液化石油ガス販売事業廃止届書には、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書は添付されておらず、公開請求に係る文書は存在しない。

##### 2 補充理由説明書

液化石油ガス販売事業廃止届書は、液化石油ガス法第23条の規定により届け出なければならないもので、同法施行規則第26条において、「様式第11による届書を…提出しなければならない」と規定されているが、様式第11において添付すべき書類等は規定されておらず、本件廃止届書にも添付文書は存在しない。

なお、異議申立人が理由説明書に対する意見書に添付して提出した液化石油ガス販売事業廃止届書以外の書類は、それぞれ液化石油ガス法の別の条項に基づいて提出され、実施機関において受付した届書であり、液化石油ガス販売事業廃止届書の添付文書ではない。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする

とともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

実施機関が、平成18年7月13日第1126号で受け付けた特定事業者の液化石油ガス販売事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書である。

## 3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件情報公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「①平成18年7月13日受付、第1126号事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第7の2）、②平成18年6月30日申請、7月7日認可の特定事業者の登録時に添付された液化石油ガス設備工事届書」と記載しており、実施機関の不存在決定に対して不服申立てしているが、異議申立書の異議申立の趣旨において、「①は、存在しているものであるから非公開処分を取り消し、公文書としての存在確認とその公開を求める」と記載しているので、以下、①の公文書の不存在について検討する。

実施機関は、液化石油ガス販売事業廃止届書は、液化石油ガス法第23条の規定により届け出なければならないもので、同法施行規則第26条において、様式第11による届書を提出することと規定されているが、様式第11において添付すべき書類等は規定されておらず、本件廃止届書にも添付文書は存在しない、と述べている。

液化石油ガス法第23条では、液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない、と規定している。

同法施行規則第26条では、法第23条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第11による届書を法第3条第1項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない、とされている。

様式第11の届書は、「液化石油ガス販売事業廃止届書」と題され、登録の年月日及び登録番号並びに事業を廃止した年月日が記載事項とされている。

液化石油ガス法及び同法施行規則では、このほか、液化石油ガス販売事業の事業廃止に関する特別の定めを置いていない。

なお、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書は、液化石油ガス法第10条第3項の規定に基づき提出すべきものとされ、同法施行規則第10条において、届書の様式及び添付すべき書面が規定されている。

このようなことから、液化石油ガス販売事業廃止届書に添付された書類の公開を求める本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、不自然、不合理ではない。

## 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 12 月 4 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 4 7 号)
平成 27 年 1 月 14 日	○実施機関 (中能登総合事務所) から理由説明書を受理した。
平成 27 年 1 月 28 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 27 年 3 月 31 日	○実施機関 (中能登総合事務所) から補充理由説明書を受理した。
平成 27 年 4 月 24 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 28 年 2 月 24 日 (第 271 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 3 月 30 日 (第 272 回審査会)	○事案の審議を行った。